

確認申請書・工事届・除却届の 提出方法が変わります

これまで市町を経由して県の地方機関へ提出していただ
いていましたが、各手続きの電子申請開始を見据え、**市
町の経由を廃止します**

■市町経由廃止日：**令和8年10月1日より**

移行期間	提出先
R8.7.13 ～ R8.9.30	市町を経由し 県の窓口へ提出 or 直接 県の窓口へ提出
R8.10.1～	<u>直接、県の窓口へ</u>

※10/1以降は市町で受理できませんので直接、県の窓口へ提出をお願いします

■対象となる手続き

- ①確認申請書(建築物)
- ②工事届(建築基準法第15条第1項の規定による建築工事届)
- ③除却届(建築基準法第15条第1項の規定による建築物除却届)

※規則等により市町の経由が定められているもの(福まち等)は、引き続き経由をお願いします

〈問い合わせ先〉
長崎県土木部建築課審査指導班
電話 095-894-3093